



# 十和田市 SDGs パートナー登録制度

申問政策財政課 ☎51-6712

市では、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む法人や団体を「十和田市SDGsパートナー」として登録しています。登録には、市への申請が必要です。

## 《対象》

地域事業者	市内に事業所があり、市内において事業活動を行う法人および個人事業主
地域活動団体	市内において、地域課題の解決に向けた活動を行う町内会などの団体で、次の要件を全て満たす団体 ▶ 団体の組織および運営に関する規約、会則などがあること。 ▶ 主な活動地域が市内であること。



▲市ホームページはこちら

※他にも要件がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

## 《登録すると…》

- ▶ 「十和田市 SDGs パートナー登録証」を交付します。
- ▶ 市ホームページなどで、パートナーの名称や所在地、SDGs への取り組み内容を公表します。



## ⚠ 定期購入トラブルに注意しましょう ☎市消費生活センター ☎51-6757

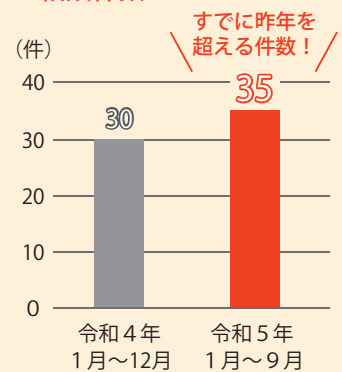
消費者白書によると、令和4年の通信販売の「定期購入」に関する相談件数は過去最多の75,478件で、**年齢を問わず消費者からの相談が増えています**。市内でも、9月末現在で昨年の件数を超える相談が寄せられており、注意が必要です。

### 《相談事例》

- ▶ インターネット広告を見て、**お試しのつもりで化粧品を注文したところ、2回目と3回目の商品も届いた**。解約手続きがうまくできない。どうしたらよいか。
- ▶ SNS の広告を見て、体力増強のためのサプリメントを購入した。**1回限りと確認して購入したにもかかわらず、4回の受け取りが条件の定期購入になっていた**。納得できない。



### 市内の定期購入に関する相談件数



※市消費生活センター調べ



### 購入前に確認を！トラブルを防ぐために、次のことを確認しましょう

- 定期購入が条件となっていないか
  - 支払い総額はいくらか
  - 解約の条件
  - 解約する場合の支払い手段
  - 返品可否とその条件
  - 利用規約の内容
- ⚠ インターネットを利用して購入した場合は、**注文時の最終確認画面**をスクリーンショットなどで**保存**しておきましょう。
  - ⚠ 通信販売には、クーリング・オフ制度が適用されません。

**トラブルになったときは、一人で悩まず早めに消費生活センターに相談しましょう。**

